

# 災害時の対応について

青梅市子育て推進課

非常時における保育園等の迅速かつ適切な対応の推進を目的に、内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン(平成31年3月29日)」やハザードマップをもとに、以下のとおり青梅市の基準を定めたのでお知らせいたします。

青梅市に

## 気象に関する避難情報が発令された時

登園前

警戒レベル 3 避難準備・高齢者等  
避難開始

警戒レベル 4 避難勧告

警戒レベル 4 避難指示(緊急)

休園を基本とします

休園した場合は、解除されてから園児の受け入れとなります。

保育中

警戒レベル 3 避難準備・高齢者等  
避難開始

警戒レベル 4 避難勧告

警戒レベル 4 避難指示(緊急)

降園を基本とします

後に、避難勧告(警戒レベル4)の発令が予想されますので、避難勧告までに降園が完了できるように保護者に園児のお迎えを依頼してください。

休園を基本とします

在園児がいる場合は、園児とともに所定の避難所へ避難してください。(避難後は、園児の引き渡しは避難場所です)

青梅市で

## 震度5以上の地震が発生した時

登園前

休園を基本とします

休園した場合は、解除されてから園児の受け入れとなります。

保育中

休園を基本とします

園児の安全を確保しながら、必要に応じて安全な場所に園児を誘導するなどの対応をしてください。園舎や周辺の被害状況を確認して、安全に保育が可能と判断される場合は保育を再開し、安全な保育が難しいと判断される場合は、保護者に園児のお迎えを依頼してください。